

事務連絡
令和4年10月25日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン）に係る職域接種の廃棄
報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）

新型コロナウイルスのオリジナル株とオミクロン株に対応した2価ワクチン（以下「オミクロン株対応ワクチン」という。）接種に関する地域の負担軽減及び接種の加速化を図るため、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「令和4年9月20日付け事務連絡」という。）により、企業や大学等において、モデルナ社のオリジナル株とオミクロン株（BA.1）の2価ワクチン（以下「2価ワクチン」という。）を使用した職域（学校等を含む）単位でのワクチンの追加接種（以下「職域追加接種（オミクロン株対応）」という。）を実施していますが、一部の接種会場では、全ての接種希望者の接種が終了し、又は、終了が見込まれているところでは、

今般、職域追加接種（オミクロン株対応）実施期間中に生じたワクチンの廃棄及び完了に向けた手続等について、下記のとおりとするので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内で当該接種を実施している医療機関及び関係団体に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 2価ワクチンの取扱いについて

令和4年9月20日付け事務連絡でお示したとおり、2価ワクチンについて、余剰を生じさせることがないよう、以下の点にご留意いただきたい。

- ワクチンの回収・再利用が困難であるため、使い切れない量のワクチン（以下「余剰ワクチン」という。）が発生しないよう、接種計画の作成にあたっては、あらかじめ対象者の接種の意向を事前に確認すること等により、精緻な

接種計画を作成し、必要量のみを確保すること。

- 接種計画の登録後の事情変更等により、必要量に変更が生じた場合には、原則2週間ごと（第3クールまでは1週間ごと）の各クールの変更締切までに計画量の変更を確実に行うこと。
- ワクチン配送後の事情変更等により、必要以上のワクチンの配送を受けた場合でも、関係企業や取引先との調整等を通じた接種対象者の範囲の拡大を図り、接種を新たに呼びかける等により、接種会場においてワクチンを活用しきるよう努めること。
- その他、適正な保管温度からの逸脱や接種取消、有効期限切れ等の理由により、ワクチンの接種ができなくなり、1回も接種せずにバイアル単位で廃棄するワクチン（以下「廃棄ワクチン」という。）が生じた場合には、厚生労働省に必要事項を報告すること。なお、当該報告に基づき、一定以上の廃棄ワクチンが生じた場合には、企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び再発防止策等の概要を公表する扱いとなることに留意すること。

2. 職域追加接種（オミクロン株対応）実施期間中に生じたワクチンの廃棄報告について

接種の実施期間中に廃棄ワクチンが生じた場合（下記3.（2）により廃棄する場合を除く）には、速やかにV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）に入力するとともに、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室に「新型コロナワクチンの職域追加接種（オミクロン株対応）におけるワクチンの廃棄に関する報告書」

（https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/tsuikasyokuiki_haiki）にて報告すること。

当該報告における主な記載事項は以下のとおりとする。

- 接種を実施した会場等の基本情報
- 記入者情報
- 廃棄日・廃棄ワクチン量
- 廃棄時点でのワクチン配送量
- 廃棄の経緯・要因
 - ・廃棄要因の項目（選択式）
 - ・具体的な理由（自由記述）
- 今後の再発防止策

廃棄の具体的な理由（自由記述）については、厚生労働省が廃棄の実態を正確に把握する観点から、廃棄事案が生じた経緯等について詳細に記載すること。

3. 職域追加接種（オミクロン株対応）の完了登録について

(1) 完了登録の内容について

接種を滞りなく、かつ、適切に完了する観点から、接種が完了した企業や大学等は、V-SYS 上の「職域オミクロン株対応ワクチン接種完了登録」の画面に、接種完了時までに行う手続の実施状況や、接種完了時の余剰ワクチンの廃棄報告等について入力すること。この入力作業をもって、接種の完了を厚生労働省健康局予防接種担当参事官室へ報告したこととする。

当該登録に係る主な記載事項・チェック項目は以下のとおりとする。

- 接種開始日及び接種終了日
- 接種完了時までに行う手続の実施状況
 - ・ V-SYS への接種実績/廃棄実績の登録状況
 - ・ 集合契約に係る委任状の提出状況
 - ・ 診療所の新規開設、巡回診療の届出状況
 - ・ 新規開設した診療所で今後医療行為を行わない場合の廃止届出状況
 - ・ 廃棄報告書の提出状況（余剰ワクチン以外）
 - ・ 接種券の VRS 読み込みの状況
 - ・ 費用請求手続きの状況
 - ・ 未配送ワクチンの確認
- 冷凍庫の回収先住所
 - なお、会場閉鎖等に伴い、会場住所とは異なる冷凍庫の回収先住所を指定することは差し支えない。
- 余剰ワクチンの廃棄報告

(2) 余剰ワクチンの廃棄と接種完了登録の関係について

接種完了登録に際しては、事前に、余剰ワクチンの廃棄を完了させること。その際、後述する廃棄日、廃棄量、廃棄の経緯・要因について、接種完了登録に必要なため、記録しておくこと。

(3) 余剰ワクチンの廃棄報告について

余剰ワクチンについて、接種実施会場において廃棄することとし、企業や大学等が、上記 3. (1) の「職域オミクロン株対応ワクチン接種完了登録」における以下の記載事項・チェック項目を V-SYS 上に入力することをもって、厚生労働省への廃棄報告とする（上記 2. の所定様式による別途の報告は不要）。なお、余剰ワクチンとは、具体的には、接種完了登録を行う直前まで、適正温度帯で保管し続けていた、未開封のワクチンを指す。

- 廃棄日
- 廃棄量

➤ ワクチンの余剰が生じた理由

- ・余剰ワクチン発生理由（選択式）（接種希望者が自治体による住民接種を受けたため/その他）
- ・詳細（自由記述）

※ 自由記述については「関係企業や取引先との調整等を通じた接種対象者の範囲の拡大を図り、接種を新たに呼びかけた」等の配送された2価ワクチンを活用しきるために実施した取組を記載すること。

4. 職域追加接種（オミクロン株対応）完了に伴う冷凍庫の回収の企業等での手続について

(1) 企業等での手続の流れについて

企業や大学等は、接種を完了し次第、前述のV-SYS上の「職域オミクロン株対応ワクチン接種完了登録」の画面に入力することとする。(①)

①の翌週以降に、冷凍庫回収の日程調整(②)、配送業者による回収(③)を迎えることとする。

(2) 企業等での手続のスケジュールについて

4.(1)の運用は、令和4年10月26日(水)以降に開始することとし、①から③までの手続はそれぞれ原則1週間ごとに繰り返し運用を行うこととする。

例えば、10月26日(水)から10月28日(金)正午までに4.(1)①を行った場合、11月4日(金)以降に②の冷凍庫回収の日程調整、③の冷凍庫回収となる。

5. 職域追加接種（オミクロン株対応）完了登録後に必要なその他の作業について
接種の完了に当たっては、上記のほか以下の作業を実施する必要があることにも留意すること。

- 回収した接種券の全てについてVRSで読み込んだ上で、VRSタブレットを返却すること。
- ワクチン接種に伴う費用請求について、未請求分があった場合は、費用請求を行い、入金を含めて全ての費用請求が完了したことの確認を行うこと。